

労災サポートセンターから労災ヘルパー要請があった際は、是非ご協力お願い申し上げます。

## 労災ホームヘルプサービス事業の賃金が引き上げられます。 ～労災ホームヘルパーの資格条件に「家政士」が追加されました～

労災ホームヘルプサービス事業は、労働災害により身体に重い障害が残り、日常生活に支障がある方に、せき髄損傷やじん肺などについて専門知識を持つ労災ホームヘルパーを紹介し、介護や家事のお手伝いをする事業です。

労災ホームヘルパーとして業務に従事いただくためには、これまで一般財団法人労災サポートセンターが実施する「労災ホームヘルパー(A)養成研修」の受講が必要で、この養成研修の修了者を当事業利用希望者に紹介する仕組みとなっておりました。

今般、要件が緩和され、「専門的サービス」を除き、「一般的サービス(例:食事や入浴介助)」および「家事援助サービス(例:掃除や調理)」を提供する方について、一定の資格を持つ方が3～5時間の動画教材を視聴することで、専任の労災ホームヘルパーとして登録できるようになりました。また、受講資格に、「家政士」も認められました。

令和7年度には、賃金が2回に分けて(7年7月・8年1月)引き上げられることとなります。  
別紙を参照

種類	研修	受講資格
A サービス 専門的サービス	労災ホームヘルパー(A)養成研修 実技研修等を含めた5日間宿泊して受講	看護師、保健師又は介護福祉士の資格を有する者
B サービス 一般的サービス	動画教材を視聴 (5時間)	厚生労働省の定めによる介護職員初任者研修課程以上修了者等
C サービス 家事援助サービス	動画教材を視聴 (3時間)	(「家政士」は、「等」に含まれます)

## 1時間あたりの在宅介護サービス料金表(令和5年4月1日～令和7年6月30日)

(単位:円)

適用地域		サービス区分	平日の午前9時から午後5時まで			平日の時間外及び土、日、祝日		
			サービス料	自己負担額	助成額	サービス料	自己負担額	助成額
A	埼玉、千葉、 東京、神奈川、 静岡	専門的 サービス(A)	2,170	650	1,520	2,710	810	1,900
		一般的 サービス(B)	2,040	610	1,430	2,550	760	1,790
		家事援助 サービス(C)	1,270	380	890	1,580	470	1,110
B	茨城、栃木、 群馬、新潟、 富山、山梨、 長野、愛知、 三重、滋賀、 京都、大阪、 兵庫、奈良	専門的 サービス(A)	2,000	600	1,400	2,500	750	1,750
		一般的 サービス(B)	1,870	560	1,310	2,330	690	1,640
		家事援助 サービス(C)	1,170	350	820	1,460	430	1,030
C	北海道、宮城、 福島、石川、 岐阜、和歌山、 鳥取、岡山、 広島、沖縄	専門的 サービス(A)	1,900	570	1,330	2,370	710	1,660
		一般的 サービス(B)	1,770	530	1,240	2,210	660	1,550
		家事援助 サービス(C)	1,100	330	770	1,370	410	960
D	秋田、山形、 福井、島根、 山口、徳島、 香川、愛媛、 福岡、佐賀、 大分	専門的 サービス(A)	1,800	540	1,260	2,250	670	1,580
		一般的 サービス(B)	1,670	500	1,170	2,080	620	1,460
		家事援助 サービス(C)	1,040	310	730	1,300	390	910
E	青森、岩手、 高知、長崎、 熊本、宮崎、 鹿児島	専門的 サービス(A)	1,700	510	1,190	2,120	630	1,490
		一般的 サービス(B)	1,600	480	1,120	2,000	600	1,400
		家事援助 サービス(C)	1,000	300	700	1,250	370	880

(注) 1 平日の時間外とは、午前7時から午前9時までの間  
午後5時から午後7時までの間  
2 土、日及び祝日は、午前7時から午後7時までの間

## 1時間あたりの在宅介護サービス料金表(令和7年7月1日～令和7年12月31日)

(単位:円)

地域区分	サービス区分	平日の午前9時から午後5時まで			平日の時間外及び土、日、祝日			
		サービス料	自己負担額	助成額	サービス料	自己負担額	助成額	
1級	東京都特別区	専門的サービス(A)	2,340	700	1,640	2,930	880	2,050
		一般的サービス(B)	2,190	660	1,530	2,740	820	1,920
		家事援助サービス(C)	1,400	420	980	1,750	530	1,220
2級	東京都調布市 大阪府大阪市等	専門的サービス(A)	2,280	680	1,600	2,850	860	1,990
		一般的サービス(B)	2,130	640	1,490	2,660	800	1,860
		家事援助サービス(C)	1,370	410	960	1,710	510	1,200
3級	東京都八王子市 埼玉県さいたま市等	専門的サービス(A)	2,270	680	1,590	2,840	850	1,990
		一般的サービス(B)	2,120	640	1,480	2,650	800	1,850
		家事援助サービス(C)	1,360	410	950	1,700	510	1,190
4級	東京都立川市 兵庫県神戸市等	専門的サービス(A)	2,230	670	1,560	2,790	840	1,950
		一般的サービス(B)	2,080	620	1,460	2,600	780	1,820
		家事援助サービス(C)	1,330	400	930	1,660	500	1,160

5級	東京都 福生市 滋賀県 大津市 等	専門的 サービス(A)	2,200	660	1,540	2,750	830	1,920
		一般的 サービス(B)	2,050	620	1,430	2,560	770	1,790
		家事援助 サービス(C)	1,310	390	920	1,640	490	1,150
6級	東京都 武蔵村山 市静岡県 静岡市 等	専門的 サービス(A)	2,140	640	1,500	2,680	800	1,880
		一般的 サービス(B)	2,000	600	1,400	2,500	750	1,750
		家事援助 サービス(C)	1,280	380	900	1,600	480	1,120
7級	北海道 札幌市 等	専門的 サービス(A)	2,100	630	1,470	2,630	790	1,840
		一般的 サービス(B)	1,960	590	1,370	2,450	740	1,710
		家事援助 サービス(C)	1,250	380	870	1,560	470	1,090
その他	鹿児島県 等	専門的 サービス(A)	2,050	620	1,430	2,560	770	1,790
		一般的 サービス(B)	1,920	580	1,340	2,400	720	1,680
		家事援助 サービス(C)	1,230	370	860	1,540	460	1,080

(注) 1 平日の時間外とは、午前7時から午前9時までの間

午後5時から午後7時までの間

2 土、日及び祝日は、午前7時から午後7時までの間

3 地域区分の詳細は、別紙4を参照。

1時間あたりの在宅介護サービス料金表(令和8年1月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

地域区分	サービス区分	平日の午前9時から午後5時まで			平日の時間外及び土、祝日		
		サービス料	自己負担額	助成額	サービス料	自己負担額	助成額
1級 東京都特別区	専門的サービス(A)	2,490	750	1,740	3,110	930	2,180
	一般的サービス(B)	2,330	700	1,630	2,910	870	2,040
	家事援助サービス(C)	1,550	470	1,080	1,940	580	1,360
2級 東京都調布市 大阪府大阪市等	専門的サービス(A)	2,430	730	1,700	3,040	910	2,130
	一般的サービス(B)	2,270	680	1,590	2,840	850	1,990
	家事援助サービス(C)	1,520	460	1,060	1,900	570	1,330
3級 東京都八王子市 埼玉県さいたま市等	専門的サービス(A)	2,410	720	1,690	3,010	900	2,110
	一般的サービス(B)	2,250	680	1,570	2,810	840	1,970
	家事援助サービス(C)	1,510	450	1,060	1,890	570	1,320
4級 東京都立川市 兵庫県神戸市等	専門的サービス(A)	2,370	710	1,660	2,960	890	2,070
	一般的サービス(B)	2,210	660	1,550	2,760	830	1,930
	家事援助サービス(C)	1,480	440	1,040	1,850	560	1,290

5級	東京都 福生市 滋賀県 大津市 等	専門的 サービス(A)	2,330	700	1,630	2,910	870	2,040
		一般的 サービス(B)	2,180	650	1,530	2,730	820	1,910
		家事援助 サービス(C)	1,460	440	1,020	1,830	550	1,280
6級	東京都 武蔵村山 市静岡県 静岡市 等	専門的 サービス(A)	2,270	680	1,590	2,840	850	1,990
		一般的 サービス(B)	2,130	640	1,490	2,660	800	1,860
		家事援助 サービス(C)	1,420	430	990	1,780	530	1,250
7級	北海道 札幌市 等	専門的 サービス(A)	2,230	670	1,560	2,790	840	1,950
		一般的 サービス(B)	2,080	620	1,460	2,600	780	1,820
		家事援助 サービス(C)	1,390	420	970	1,740	520	1,220
その他	鹿児島県 等	専門的 サービス(A)	2,180	650	1,530	2,730	820	1,910
		一般的 サービス(B)	2,040	610	1,430	2,550	770	1,780
		家事援助 サービス(C)	1,360	410	950	1,700	510	1,190

(注) 1 平日の時間外とは、午前7時から午前9時までの間

午後5時から午後7時までの間

2 土、日及び祝日は、午前7時から午後7時までの間

3 地域区分の詳細は、別紙4を参照。

地域区分（令和7年7月1日～令和8年3月31日）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地			7級地				その他
地域	東京都 特別区	東京都 調布市 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 浦安市 東京都 八王子市 埼玉県 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市 愛知県 名古屋市長古屋市 刈谷市 豊田市 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 埼玉市 千葉県 朝霞市 志木市 和光市 千葉県 八王子市 埼玉県 武蔵野市 船橋市 成田市 習志野市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 横須賀市 藤沢市 逗子市 三浦市 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 四條畷市 兵庫県 平塚市 神戸市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町 愛川町 愛知県 知立市 豊明市 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 川口市 草加市 戸田市 新座市 八潮市 ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 袖ヶ浦市 印西市 栄町 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町 愛川町 愛知県 知立市 豊明市 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 福岡県 福岡市 春日市 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 袖ヶ浦市 印西市 栄町 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町 愛川町 愛知県 知立市 豊明市 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 水戸市 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 木更津市 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町 京都府 宇治市 亀岡市 城陽市 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町 精華町	東京都 武蔵村山市 岸和田市 多賀城市 羽村市 泉大津市 茨城県 瑞穂町 貝塚市 土浦市 奥多摩町 泉佐野市 古河市 檜原村 富田林市 利根町 神奈川県 河内長野市 和泉市 和泉市 大磯町 柏原市 二宮町 羽曳野市 中井町 藤井寺市 清川村 泉南市 大阪狭山市 岐阜県 岐阜市 静岡県 島本町 豊能町 愛知県 能勢町 岡崎市 忠岡町 一宮市 熊取町 瀬戸市 田尻町 春日井市 御町 津島市 碧南市 河内町 安城市 千早赤阪村 西尾市 兵庫県 大山市 明石市 江南市 猪名川町 稲沢市 奈良県 奈良市 和歌山県 橋本市 北名古屋市 橋本市 福岡県 福岡市 みやま市 大野城市 太宰府市 福津市 福津市 糸島市 那珂川市 粕屋町 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 宇治市 亀岡市 城陽市 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町 精華町	北海道 札幌市 新高市 豊橋市 大和高田市 茨城県 富山県 半田市 天理市 結城市 富山市 豊川市 榑原市 下妻市 石川県 蒲郡市 桜井市 常陸市 金沢市 常滑市 香芝市 笠間市 内灘町 小牧市 ひたちなか市 福井県 新城市 那珂市 福井市 東海市 宇陀市 筑西市 山梨県 大府市 山添村 坂東市 甲府市 知多市 平群町 稲敷市 南アルプス市 高浜市 三郷町 つくばみらい市 南都町 田原市 斑鳩町 大洗町 長野県 大町市 安堵町 阿見町 長野市 扶桑町 川西町 河内町 松本市 阿久比町 三宅町 八千代町 塩尻市 東浦町 田原本町 五稜町 岐阜県 武豊町 明日本村 境町 大垣市 幸田町 曾根村 栃木県 多治見市 設楽町 上牧町 栃木市 美濃加茂市 東栄町 王寺町 鹿沼市 各務原市 豊根村 広陵町 日光市 可見市 三重県 河合町 小山市 静岡県 名張市 岡山市 真岡市 浜松市 いなべ市 岡山市 大田原市 沼津市 伊賀市 広島県 さくら市 三島市 木曾岬町 東広島市 下野市 富士宮市 東員町 廿日市市 壬生町 島田市 菰野町 海田町 富士市 朝日町 熊野町 前橋市 磐田市 川越町 坂町 伊勢崎市 焼津市 滋賀県 山口市 太田市 掛川市 長浜市 周南市 渋川市 藤枝市 近江八幡市 徳島県 徳島市 徳島市 徳島市 吉岡町 袋井市 湖西市 香川県 玉村町 裾野市 高島市 高松市 埼玉県 羽南町 東近江市 福岡県 熊谷市 清水町 日野町 北九州市 深谷市 長泉町 竜王町 飯塚市 日高市 小山町 京都府 筑紫野市 毛呂山町 川根本町 久御山町 古賀市 越生町 森町 兵庫県 長崎県 滑川町 姫路市 長崎市 川島町 加古川市 吉見町 三木市 嶋山町 高砂市 寄居町 稲美町 播磨町 千葉県 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川 南足柄市 山北町 箱根町	その他の地域			

※ この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。



労災サポ発第 123 号  
令和 7 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会  
事務局 長 殿

一般財団法人 労災サポートセンター  
事務局 長



労災ホームヘルプサービス事業に係る改正事項に係る  
会員事業場への周知等ご協力をお願い

日頃より、弊財団が厚生労働省の委託を受けて運営しております労災ホームヘルプサービス事業につきましては、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今般、当該事業につきまして厚生労働省から委託事業変更通知がなされ、1 時間当たりの在宅介護サービス料金が令和 7 年 7 月 1 日及び令和 8 年 1 月 1 日の 2 回に渡り段階的に引き上げられることとなりました（別紙 1～4 参照）。

また、令和 6 年 11 月 19 日付け労災サポ発第 367 号（別添参照）で貴協会に周知等ご協力の依頼をさせていただいておりました、一般的サービス及び家事援助サービスを専任で行う労災ホームヘルパーの研修につきまして、その受講資格者が①看護師、保健師の資格を有する者、②厚生労働省の定めによる介護職員初任者研修課程以上修了者とされていたところ、②については、「厚生労働省の定めによる介護職員初任者研修課程以上修了者等」とすることが厚生労働省事業所管課に認められ、受講資格者の拡大が図られたところです（※）。

つきましては、これらの改正事項等につきまして貴協会会員事業場にご周知いただきますとともに、今後とも当事業への一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今般の委託事業変更通知により、従前の「労災ホームヘルプサービス」事業の名称が「労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー紹介」事業となることを申し添えます。

※ 当面は受講申請があるごとに、当該受講申請者の持つ従前の受講資格以外の資格が、②の受講資格の「等」に該当するか厚生労働省事業所管課において個別に判断することとなります。